

# 平成29年1月度実施 実技試験

(保険顧客資産相談業務)

## 実技試験（保険顧客資産相談業務）

次の設例に基づいて、下記の各問(1)～(3)に答えなさい。

### 《設例》

個人事業主のAさん（50歳）は、妻Bさん（46歳）とともに、地元の商店街で食料品を中心としたスーパーマーケットを営んでいる。Aさんは、大学卒業後に入社した食品メーカーを退職した後に、現在の店を開業した。店の経営は、比較的順調に推移している。

最近、老後の生活資金について考えるようになったAさんは、どれくらいの年金額を受給できるのか、また、年金額を増やす方法はないかなど、公的年金制度について知りたいと思うようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

### ＜Aさんに関する資料＞

- (1) 生年月日：昭和41年4月12日
- (2) 公的年金の加入歴：下記のとおり（見込みを含む）

昭和61年4月

平成29年2月

国民年金 未加入期間 (36月)	厚生年金保険 被保険者期間 (120月)	国民年金 保険料納付済期間 (214月)	国民年金 保険料納付予定 (110月)
(20歳)			(60歳)

### ＜妻Bさんに関する資料＞

- (1) 生年月日：昭和45年5月6日
- (2) 公的年金の加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの10年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第1号被保険者として加入している。保険料の免除期間や未納期間はない。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(1)

はじめに、Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは60歳になるまで国民年金保険料を納付するものとし、年金額は平成28年度の価額に基づいて計算するものとする。

- 1)  $780,100 \text{ 円} \times 324 \text{ 月} / 480 \text{ 月}$
- 2)  $780,100 \text{ 円} \times 444 \text{ 月} / 480 \text{ 月}$
- 3)  $780,100 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} / 480 \text{ 月}$

(2)

次に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納付することで、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、『 $400 \text{ 円} \times \text{付加保険料納付済期間の月数}$ 』の算式で計算した額を付加年金として受け取ることができます」
- 2) 「Aさんは、老後の年金収入を増やす方法として、国民年金基金に加入することができます。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢、男女の別で決まります」
- 3) 「Aさんが70歳0カ月で老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げによる増額率は42%となります」

## 解説

### (1) 2

65歳から受給できる老齢基礎年金の計算式は以下のとおり。

$$\begin{aligned} & \text{老齢基礎年金} \\ & = \text{満額の基礎年金} \times (\text{納付済月数} + \text{免除分調整月数}) / (\text{加入可能年数} \times 12) \end{aligned}$$

平成28年度における満額の基礎年金額は780,100円であり、Aさんの保険料納付済月数は、納付予定も含めて「120月+214月+110月=444月」である。

Aさんは昭和16年4月2日以降生まれであるため「加入可能年数」は40年となり、Aさんの老齢基礎年金の計算式は「780,100円×{444月/(40年×12)}」となる。

### (2) 1

1) 不適切。国民年金の付加年金は、月額400円の付加保険料を支払うことで、200円×付加保険料納付済月数分の年金額を、老齢基礎年金に追加して受け取れる。

2) 適切。国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せ支給する制度である。掛金は給付形式の選択（終身年金か確定年金）と、口数、加入時の年齢・性別によって異なる（掛金の上限は月額68,000円）。

3) 適切。支給繰下げをした場合、年金は1カ月当たり0.7%増額される。65歳からの年金を5年繰下げて70歳から受給することで、増額率は最大42%となる（5年×12月×0.7%=42%）。

(3)

最後に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法の1つとして、確定拠出年金の個人型年金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「確定拠出年金の個人型年金は、将来の年金受取額が自己の指図に基づく運用実績により増減します。したがって、運用リスクは加入者個人が負うことになります」
- 2) 「Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、毎月の掛金は、5,000円から68,000円の範囲内で、1,000円刻みで選択できます。拠出した掛金は、税法上、生命保険料控除として所得控除の対象となります」
- 3) 「Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入し、将来において、老齢給付金を一時金で受け取った場合、当該一時金は、税法上、退職所得として扱われます」

(3) 2

- 1) 適切。確定拠出年金は、掛金の運用指図は加入者自身が行い、運用リスクも加入者自身が負うため、運用結果に応じて将来の年金額が変動する。
- 2) 不適切。個人型確定拠出年金の第1号加入者（国民年金の第1号被保険者）の掛金は、月額5,000円以上1,000円単位で加入者が決定し、その上限は、国民年金基金や付加年金の掛金と合わせて合計68,000円である。掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
- 3) 適切。確定拠出年金の老齢給付金は、年金として受給する場合は公的年金等の雑所得として公的年金等控除が適用され、一時金として受給する場合は退職所得として退職所得控除が適用される。

次の設例に基づいて、下記の各問(4)～(6)に答えなさい。

《設例》

X社に勤務するAさん(40歳)は、専業主婦である妻Bさん(38歳)および長女Cさん(13歳)との3人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、収入面を含め、これまで安定した生活を送っている。

Aさんは、先日、X社を担当している生命保険会社の営業担当でファイナンシャル・プランナーのMさんから個人年金保険の提案を受けたことを機に、老後の生活資金について、準備を始めたいと考えるようになった。Aさんが提案を受けた個人年金保険に関する資料は、以下のとおりである。

<Aさんが提案を受けた個人年金保険に関する資料>

【パターン1】

契約者(=保険料負担者)・被保険者・年金受取人	:	Aさん
保険料払込満了年齢	:	60歳
年金開始年齢	:	60歳
月払保険料(口座振替)	:	30,000円
払込保険料累計額	:	720万円(20年間)
受取方法	:	10年保証期間付終身年金
基本年金額	:	30万円
特約	:	個人年金保険料税制適格特約

【パターン2】

契約者(=保険料負担者)・被保険者・年金受取人	:	Aさん
保険料払込満了年齢	:	65歳
年金開始年齢	:	65歳
月払保険料(口座振替)	:	30,000円
払込保険料累計額①	:	900万円(25年間)
受取方法	:	10年確定年金
基本年金額	:	94万円
年金開始時の一括受取額	:	910万円
年金受取累計額②	:	940万円

年金受取率 (②÷①) : 104.4% (小数点第2位以下切捨て)  
特約 : 個人年金保険料税制適格特約

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。



(4)

はじめに、Mさんは、各種データに基づいて老後の生活資金の準備の必要性について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「厚生労働省の平成 27 年簡易生命表によると、男性の平均寿命は 87.05 歳（年）、女性の平均寿命は 80.79 歳（年）となっており、男性のほうが長生きであることがわかります。老後の生活資金の準備は、女性に比べて、男性のほうがその必要性がより高いと思われます」
- 2) 「平成 28 年版厚生労働白書によると、標準世帯（夫が平均的収入で 40 年就業し、妻がその期間専業主婦だった場合）の老齢厚生年金の給付水準は年額 780,100 円となっています。公的年金を補完する自助努力として、個人年金保険に加入することを検討してください」
- 3) 「公益財団法人生命保険文化センターの平成 28 年度生活保障に関する調査（速報版）によると、夫婦 2 人で老後生活を送るうえで必要と考えられている最低日常生活費は平均 22 万円（月額）となっています。今のうちから支出可能な保険料の範囲内で無理なく準備を進めていきましょう」

(5)

次に、Mさんは、提案している個人年金保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 【パターン 1】【パターン 2】ともに、私が提案している個人年金保険には個人年金保険料税制適格特約を付加しています。Aさんが支払う保険料は個人年金保険料控除の対象となり、年間の適用限度額は所得税で 40,000 円、住民税で 28,000 円です」
- 2) 「【パターン 1】【パターン 2】ともに、Aさんが毎年受け取る年金は雑所得に該当し、所得税および住民税の課税対象となり、公的年金等控除の適用を受けることができます」
- 3) 【パターン 2】において、Aさんが年金支払開始の際に確定年金を一括して受け取った場合、その一時金は一時所得に該当し、所得税および住民税の課税対象となります」

(4) 3

- 1) 不適切。厚生労働省の簡易生命表によると、男性の平均寿命は 80.79 歳、女性の平均寿命は 87.05 歳となっており、女性の方が老後の生活資金の準備について必要性はより高くなる。
- 2) 不適切。平成 28 年版厚生労働白書では、標準的なサラリーマン夫婦（厚生年金の加入期間 40 年・夫婦 2 人）の老齢年金の給付額を月額 221,504 円（年額約 265 万円）としている。年額 780,100 円は、平成 28 年度の満額の老齢基礎年金の金額である。
- 3) 適切。平成 28 年度の「生活保障に関する調査」では、夫婦 2 人の老後の最低日常生活費は月額平均 22 万円で、「ゆとりある老後生活費」は月額平均 35.4 万円としている。

(5) 2

- 1) 適切。平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した生命保険では、新しい生命保険料控除が適用されるため、一般・個人年金・介護医療それぞれで所得税 4 万円、住民税 2 万 8 千円の控除枠となる。
- 2) 不適切。個人年金は、年金受取期間中に年金として受け取る場合は雑所得となるが、公的年金等に係る雑所得ではなくその他の雑所得であるため、公的年金等控除の対象外である。
- 3) 適切。個人年金は、年金受取期間中に年金として受け取る場合は雑所得となり、年金受取開始日後に一括して受け取る場合は一時所得となる。